J R ローカル線デジタルスタンプラリーによる兵庫・鳥取・岡山広域広報展開業務 委託仕様書

1 委託業務名

JRローカル線デジタルスタンプラリーによる兵庫・鳥取・岡山広域広報展開業務

2 業務目的

多自然地域等での交流人口を拡大するとともに、都市部と多自然地域等の交流を支える主要な交通手段の1つである、輸送密度2,000人/日未満のJR線(以下「JRローカル線」という。)の利用促進を図るため、本県外から多くの観光客等が来県する「兵庫デスティネーションキャンペーン(以下「兵庫DC」という。)」の期間に合わせ、JRローカル線デジタルスタンプラリーを実施し、JRローカル線及びその沿線地域の魅力を広く発信する。

また、本スタンプラリーは、本県とJRローカル線でつながる鳥取県、岡山県の両県と合同で実施し、参加者を募集する広報や、JRローカル線及びその沿線地域の魅力発信等に連携して取り組むことにより、より多くの参加者及びリピーターとなるファンの獲得をめざし、交流人口の拡大とそれを支えるJRローカル線の活性化という広域的な課題の解決につなげていく。

3 事業期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

4 事業費

¥4,215,200円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

5 委託業務内容

JRローカル線の駅及び沿線地域の観光地等をスタンプスポットとするデジタルスタンプラリーを企画・運営すること。

また、SNS等を活用し、本スタンプラリーをPRするための情報発信を行うとともに、参加者が本スタンプラリーで体験したJRローカル線や沿線地域の魅力を発信できる仕組みを構築すること。

さらに、今後、全県または広域的に展開する事業をJRローカル線の利用促進につな げるための検討材料とするため、参加者へのアンケート調査を実施すること。

(1) 実施内容

① 対象範囲

山陰線(城崎温泉駅~浜坂駅、浜坂駅~鳥取駅)

- ·加古川線(西脇市駅~谷川駅)
- ・ 姫新線 (播磨新宮駅~上月駅、上月駅~津山駅、津山駅~新見駅)
- ・播但線(寺前駅~和田山駅)
- ·因美線(智頭駅~東津山駅)

② スタンプスポットの設定

「①対象範囲」内の駅及び沿線地域の観光地や「ひょうごフィールドパビリオン(※)」など100箇所程度設定

(スタンプスポットは、JRローカル線の利用を促すため、駅及び駅からアクセス可能な観光地等を組み合わせて設定することとし、沿線自治体と受託者の協議により決定。)

(※) 2025大阪・関西万博を機に、兵庫県全体をパビリオンに見立て、発信する取組。SDGsを体現する活動の現場そのもの(フィールド)を地域自らが発信し、実際に各地に足を運び、見て、学び、体験してもらうプログラム。

③ 実施期間

令和5年7月~9月(兵庫DCの期間)の間の6週間以上の期間

(2) 業務内容

- ① デジタルスタンプラリーの企画・プログラム開発・運営
- ② 参加者の募集案内・申込受付
- ③ SNS等を活用したPR
- ④ スタンプスポットの設定(関係自治体からの意見聴取、観光地等との連絡調整等を含む)
- ⑤ 参加者による魅力発信の仕組みの構築
- ⑥ 参加者アンケートの実施
- ⑦ 賞品当選者の選定、賞品の発送
- ⑧ 実施報告書の提出
- ⑨ 参加者からの問い合わせへの対応

(3) スタンプラリー参加料

無料

(4) 実施報告書の提出

事業終了後、速やかに以下についての記載を含む実施報告書を提出すること(様式は問わない。)

- ① 参加者や訪問場所に関する分析データ
- ② 参加者へのアンケート結果 (アンケート内容は事前に本県と協議すること)。
- ③ 参加者が投稿した写真の画像や動画等のデジタルデータ。 なお、提供された写真等は、兵庫県、鳥取県、岡山県の3県(以下「3県」という。)のウェブサイト、広報等で使用する可能性があることについて、参加者の了解を得ておくこと。

(5) 参加者の安全確保

スタンプスポット等の現地確認を行い、場所、ルート等に危険がないこと及び安全 対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

6 契約·支払条件等

- (1) 3県は、3県の間で合意した負担割合に基づき、それぞれ受託者との間で委託契約 を締結するものとする。なお、契約手続きに当たっては、3県それぞれが定める規則 等に従うこと。
- (2) 3 県は、本業務終了後にそれぞれ受託者との間で締結した委託契約に基づく経費を 受託者に支払うものとする。
- (3) 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

7 業務実施体制等

受託者は、本業務について以下のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・個人情報を扱う場合は、取扱責任者・事務従事者等の管理体制を明確にすること。
- ・本業務に関する実施体制表を作成し、3県にそれぞれ報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速 やかに3県にそれぞれ報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わな ければならない。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、3県がそれぞれ定める個人情報の保護に関する条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り 得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委 託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等

に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な 履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報が ない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、当該業務に関連する県に対し、履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案 書をもとに、実施する業務の詳細について本県と協議の上、業務計画書を作成し、 業務開始時までに3県にそれぞれ提出すること。
- (2) 受託者は委託業務の終了後、実施報告書を作成し、3県にそれぞれ提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を当該業務に関連する県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を 一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の 住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を 当該業務に関連する県に提出し、当該県の書面による承認を得た場合は、当該県が承 認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託すること ができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行 為について、受託者は当該県に対し全ての責任を負うものとする。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、発注者に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、本県と協議し、その指示に従うこと。